

# 令和5年度 総合評価落札方式の一部改訂について

(港湾空港関係:工事)

令和5年6月  
北陸地方整備局 港湾空港部

## 【適用時期】

○本資料に関する見直しは、令和5年7月1日以降に公告を行う案件より適用します。

## 【留意事項】

○本資料は、北陸地方整備局港湾空港部ホームページ(<http://www.pa.hrr.mlit.go.jp/>) 入札・契約情報に掲載しております。

○個別案件毎の詳細は、入札説明書をご確認下さい。

○問い合わせ窓口:北陸地方整備局 港湾空港部 品質確保室(☎025-370-6607)

## ( 工事関係 )

1. 技術提案における提案項目数の制限について
2. 現場技能者の配置に係る対象資格の追加について
3. 同種工事实績の柔軟な設定について
4. 「表彰」名称の変更

## 1. 技術提案における提案項目数の制限について

- 技術提案において、目的の効果を上げるために密接な関連性がある内容として多数の項目を提案する者と、目的を絞り提案する者とは、実質的な差が生じる事になり、評価の公平性に疑義が生じる場合がある。
- 入札参加者の提案書作成の負担や、履行費用削減のほか、現場での履行時の負担軽減を図るとともに競争性を確保するため、技術提案項目数等の上限設定を行う。

### 【提案項目の考え方】

現行では、1つの着目点に対し1つの技術提案を評価する事を原則としているが、目的とする効果を上げる手段として、提案相互に密接に関連する内容であれば複数の工法が含まれる場合においても評価対象として認めている。

現状、技術提案の高度化、工法の多様化に伴い複数の工法を含めた技術提案をなされている。

今後は、密接に関連性があると認められる場合でも、提案項目の評価の対象は記載の順に2項目までとする。また、提案内容の評価の対象も記載の順に2つ目までとする。

### 【一連提案として項目を記載する場合】

1つの提案項目における工夫点の記載について、2つの技術(工夫点)を組み合わせることで、技術提案の効果が高くなる場合に限り1提案内で提案できる技術(工夫点)を2つまでとすることが出来る。ただし、①□□□、②△△△と明示すること。評価は記載順に2つめまでを評価の対象とする。

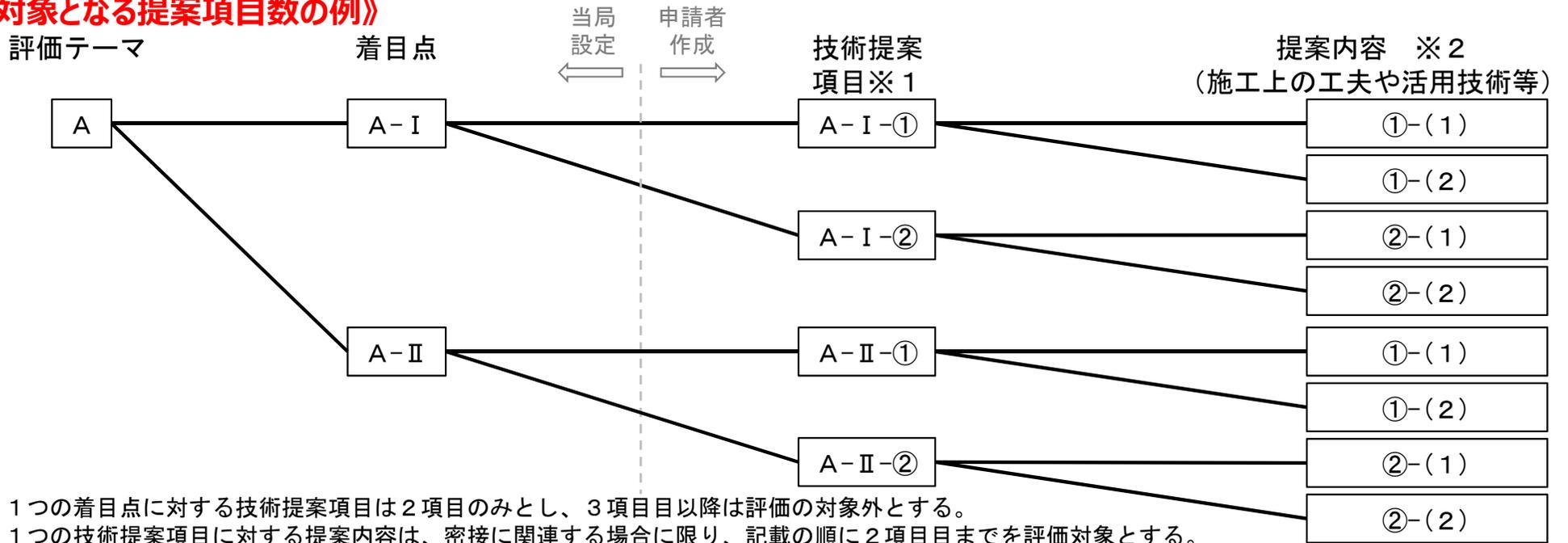
例) コンクリート養生において、“①湿潤マット”で保湿し、“②遮熱シート”により急激な温度上昇を抑制することで、コンクリート強度低下および、ひび割れ対策の効果を高める。

※ 工夫点に関する3つ目以降の記載については評価対象外とするが、履行義務が生じるので注意すること。

※ 一連提案と判断されない場合は、最初に記載した①のみを評価の対象とする。

# 1. 技術提案における提案項目数の制限について

## 《評価対象となる提案項目数の例》



※1：1つの着目点に対する技術提案項目は2項目のみとし、3項目目以降は評価の対象外とする。

※2：1つの技術提案項目に対する提案内容は、密接に関連する場合に限り、記載の順に2項目目までを評価対象とする。

## 《本體工事における提案項目評価例》

【着目点】：鉄筋コンクリートの品質確保に関する施工方法の工夫について（※但し、コンクリートの混和剤の添加行為は除く）

【技術提案】：コンクリートの確実な充填・締固を行い、かつコールドジョイントの防止、材料分離の抑制を図る。

↳ 技術提案の評価対象①。 ↳ 技術提案の評価対象②。 ↳ 技術提案の3項目目以降は評価の対象としない。

【提案項目及び内容】

	提案項目及び内容（記載順）	記載順に2項目目まで 評価可能	技術提案項目との 密接な関係		評価対象
1	密な配筋箇所への特殊バイブレーターによるコンクリートの充填性向上	○ (①-(1))	○	⇒	○
2	ハンチ箇所でのコンクリート流動性向上を図り、確実に充填するため透水性型枠シートを利用	○ (①-(2))	○	⇒	○
3	コンクリート充填・締固管理システムによる打設状況管理	× (①-(3))	○	⇒	×
4	広範囲な打設面でのディストリビューター利用によるコールドジョイント防止	○ (②-(1))	○	⇒	○
5	施工管理システムにより打設位置を管理（コールドジョイント防止に直接触れていない）	○ (②-(2))	×	⇒	×

## 2. 現場技能者の配置に係る対象資格の追加について

- 工事の品質確保及び担い手の中長期的な育成・確保の観点より、優秀な現場従事技能者の活用を図る事を目的として、これまで評価対象としてきた船団工事での登録基幹技能者等や、建設マスター(優秀施工者国土交通大臣顕彰)、建設ジュニアマスター(青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰)に加え、「**特別港湾潜水技士**」を現場従事技能者として配置する場合(元請および下請)に対しても総合評価において加点する。(※各資格技能者との重複評価は行わない。)

### 【特別港湾潜水技士を配置する場合の対象工事】

原則、3名以上の潜水士による作業が見込まれる、捨石均し、ケーソン・ブロック等の据付等の工種が含まれる工事を対象とする。

### 【配置予定現場技能者の要件】

対象工事において、下請けの配置予定現場従事者(潜水作業管理従事者)が、特別港湾潜水技士の資格を保有していること。

### 【確認方法等】

登録基幹技能者等や建設マスター等と同様に、競争参加資格確認申請時に特別港湾潜水技士の資格を保有している配置予定現場従事者(潜水作業管理者)を配置すると表明した場合は、潜水作業管理者の氏名を施工計画書にて確認した上で、当該潜水作業管理者が当該工事に従事していることを工期中に確認するものとする。履行が認められなかった場合は、技術提案による不履行とは別に工事成績評定を-5点減点する。ただし、受注者の責によらない場合は、不履行の対象外とする。

### 【評価項目及び配点】

評価項目	配点	評価基準
「企業の能力等」 特別港湾潜水技士の配置	[0.5] or [1.0] ※発注型式による	・対象工事に特別港湾潜水技士を配置。
	0	・上記以外の場合

### 3. 同種工事実績の柔軟な設定について

- 「同種工事実績」を求める評価基準として、「より同種性の高い工事」「同種性の高い工事」の実績を求めている。総合評価落札方式における競争性の向上と担い手の育成・確保に資することを目的に、工事目的物の構造形式や工事量、施工条件等の特性を踏まえて、必要に応じ「同種性の高い工事」の数量要件を設けない柔軟な設定を行う。

#### 【対象工事】

工事目的物の構造形式や工事量、施工条件等の特性を踏まえて設定

海上における 異形ブロック据付	据付個数		
	1,820個/件 未満	1,820個/件 以上 2,600個/件 未満	2,600個/件 以上
評 価	(B)	(A)	(S)



海上における 異形ブロック据付	据付個数	
	2,600個/件 未満	2,600個/件 以上
評 価	(A)	(S)

### 4. 「表彰」名称の変更

- 「i-Construction大賞」 → 「インフラDX大賞」  
※令和4年度に改称されたことに伴うもの